

令和7年2月5日

千葉労働局長

岩野 剛 殿

千葉地方労働審議会

会長 皆川 宏之

千葉県婦人既製洋服製造業最低工賃の改正決定について（答申）

本審議会は、令和6年11月8日付け千労発基1108第1号をもって諮問のあった標記について、令和7年2月5日に専門部会を設け、慎重に審議したところ、別紙のとおり結論に達したので答申する。

なお、本件の審議にあたった専門部会委員の氏名は別添のとおりである。

公益代表委員

部会長	藤波 美帆	千葉経済大学 経済学部 准教授
	堀口 沙里	千葉県社会保険労務士会 副会長
	山本 高美	和洋女子大学 家政学部 教授

家内労働者代表委員

岡田 麻美	JAM東京千葉 副書記長
等々力 康広	日本労働組合総連合会 千葉県連合会 副事務局長
和田 洋	JAM東京千葉 執行委員長

委託者代表委員

斉藤 清	千葉県中小企業団体中央会 専務理事
鈴木 敏夫	三陽メディア(株) 代表取締役社長
高橋 秀穂	(一社)千葉県経営者協会 専務理事

別紙

千葉県婦人既製洋服製造業最低工賃

1 適用する家内労働者

千葉県の区域内で婦人既製洋服製造業に係る上衣、ワンピース、コート、スカート又はスラックスのまとめの業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 第1号の家内労働者にかかる最低工賃額

下表の左欄に掲げる工程及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、右欄に掲げる金額。ただし、金額欄中に表示されている単位と異なる長さで委託する場合の工賃額については、1センチメートル当たりに換算した額とする。この場合、1センチメートル未満及び金額円未満については、これを四捨五入するものとする。

工 程	規 格	金 額
身返し端まつり(千鳥)	針目が3センチメートル間隔に5針以上	3センチメートルにつき 10円
身返し星入れ	針目が3センチメートル間隔に3針以上	10センチメートルにつき 14円
すそまつり	針目が3センチメートル間隔に4針以上	20センチメートルにつき 12円
スナップ付け		1組につき 14円
かぎホック付け	ウエスト用	1組につき 24円
	ウエスト用以外	1組につき 19円
ボタン付け	根巻きあり カボタンあり	1個につき 16円
	根巻きあり カボタンなし	1個につき 10円
	根巻きなし カボタンなし	1個につき 7円
鎖糸ループ付け	鎖糸ループ作りを含む	1か所につき 10円
	鎖糸ループを含まない	1か所につき 3円
ベント止め	×印しつけ止め	1か所につき 12円
ベントまつり	針目が3センチメートル間隔に7針以上	10センチメートルにつき 14円
プリーツしつけ	×印しつけ止め	1か所につき 15円
見返し裏まつり	針目が3センチメートル間隔に4針以上	10センチメートルにつき 21円
そで付け裏まつり		10センチメートルにつき 14円
そで口裏まつり	針目が3センチメートル間隔に7針以上	10センチメートルにつき 19円
ファスナー裏まつり		10センチメートルにつき 12円

襟付けまつり		10 センチメートルにつき	9 円
ウエスト裏まつり		20 センチメートルにつき	24 円
肩パット付け		1 組につき	27 円
カフス付け	カフスカバーまつりかんぬき止め	1 枚につき	66 円
襟付け	えりカバーまつりかんぬき止め	1 枚につき	29 円
襟づくり止め		1 枚につき	10 円
糸くず取り		1 枚につき	21 円

4 効力発生の日
法定どおり